

平成29年度 包括外部監査結果改善措置フォローアップ調査票 <指摘事項>

頁	所管所属	項目	指摘事項	指摘概要	令和3年2月末時点における対応状況	
					内容	
109	地域創生部 文化振興課	歴史博物館	収蔵品実査の未実施	<p>収蔵品管理システムに登録されている収蔵品と現物との照合が行われていないため、収蔵品の盗難、横領等があった場合も長期にわたり気付かないおそれがある。</p> <p>収蔵品の実在性を確かめるため、収蔵品管理システムに登録されている収蔵品と現物との照合を定期的実施すべきである。収蔵庫の棚卸をローテーションで行うことも次善の策として考えられるが、その場合、財務規則の整備も課題となる。</p>	<p>令和元年8月14日付けで会計管理者の承認を得た現品確認実施計画に基づき、100万円以上の備品は毎年度、その他の備品は5年計画で現品確認を行っている。</p>	
179	地域創生部 文化振興課	自然史博物館附帯 ホール(富岡市か ぶら文化ホール)	自主事業と指定管理事業 の区分	<p>自主事業と指定管理事業の件費が客観的数値に基づく按分計算がされていないこと、また、自主事業であっても必ず発生する事務費、維持管理費を費用免除とし、自主事業としての支出はない運用となっていることから、自主事業に伴う消耗品費等の実費額が不明である。</p> <p>経費支出について適正な按分計算を行い、自主事業と指定管理事業の区分を明確にすべきである。</p>	<p>予算上の支出経費は指定管理者事業と自主事業の区分に明確に分かれている。</p> <p>人件費について、指定管理者事業と自主事業を適正に按分計算・管理を行い収支報告を行う。</p>	
186	地域創生部 文化振興課	自然史博物館附帯 ホール(富岡市か ぶら文化ホール)	利用料金の納付について	<p>運営規則に基づけば、利用料金は、申し込みの際に納付されなければならないが、備品利用料が利用日に納付された事例や、施設利用料が利用から半月後に納付された事例もみられた。備品は使用の増減があるため、申込時の納付が困難であれば、運営規則の変更が必要である。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止対策で、キャッシュレス決裁の推進が図られている。</p> <p>振込による納付の希望件数も増えてくることから、県と指定管理者で協議し実際に即した運営規則に変更を行っていきたい。</p>	